

移転先	法令上の根拠 番号法別表第 1の項番号	移転する情報の対象となる本 人の数	移転する情報の対象となる本 人の範囲	移転先における用途	時期・頻度	移転方法
福祉部 障がい福祉課 子ども未来部 保育子ども園課	8	3) 10万人以上100万人未満	市内の住民(住基法5条(住 民基本台帳の備付け)に基づ き住民基本台帳に記録された 住民を指す) ※住民基本台帳に記録されて いた者で、転出・死亡等の事由 により住民票が削除された者 (以下「消 除者」という。)を含む	児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額 障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付 費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提 供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
子ども未来部 子育て世代包括支援セン ター	9			児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施 設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
子ども未来部 子育て世代包括支援セン ター	10			予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、 給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるも の	更新時随時	庁内連携システム
福祉部 障がい福祉課	11			身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳 の交付に関する事務であって主務省令で定められた用途	更新時随時	庁内連携システム
福祉部 障がい福祉課	12			身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への 入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの	更新時随時	庁内連携システム
福祉部 障がい福祉課	14			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123 号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害 者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定められた用 途	更新時随時	庁内連携システム
福祉部 保護課	15			生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び 実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金 の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
財務部 市民税課、資産税課、納税 課 市民生活部 国民健康保険課	16			地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を 含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
都市建設部 建築工事課	19			公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅を いう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	照会を受けたら都度	紙
市民生活部 国民健康保険課	30)2			国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の 支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
市民生活部 市民課国民年金係	31			国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一 時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加 入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であ って主務省令で定める用途。	更新時随時	庁内連携システム
福祉部 障がい福祉課	34			知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉 サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
都市建設部 建築工事課	35			住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住 宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは 変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で 定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
企画部 危機管理課	36)2			災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被災者台 帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	照会を受けたら都度	紙
子ども未来部 子ども家庭課	37			児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶 養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
福祉部 介護長寿課	41			老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は 費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
子ども未来部 子ども家庭課	43			母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金 の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	照会を受けたら都度	紙
子ども未来部 子ども家庭課	44			母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養してい るもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令 で定めるもの	照会を受けたら都度	紙
子ども未来部 子ども家庭課	45			母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	照会を受けたら都度	紙
子ども未来部 子ども家庭課	46			特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十三年法律第百三 十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	照会を受けたら都度	庁内連携システム
福祉部 障がい福祉課	47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しく は特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六 十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附 則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム		
子ども未来部 子育て世代包括支援セン ター	49	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児 の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の 訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若し くは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であ って主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム		
子ども未来部 子ども家庭課 総務部 職員課	56	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に 規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム		
市民生活部 国民健康保険課	59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給 又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム		
福祉部 保護課	62	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は 配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの	照会を受けたら都度	紙		
福祉部 介護長寿課	68	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は 保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム		
市民生活部 健康支援課	76	健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康増進事業の実施に 関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム		
福祉部 障がい福祉課	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平 成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生 活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム		
子ども未来部 子ども家庭課・保育子ども園 課	94	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子ども のための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実 施に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム		